

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

長野県及び長野県南安曇郡梓川村

### 2 構造改革特別区域の名称

梓川村地域活性化特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

長野県南安曇郡梓川村の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

#### (1) 遊休農地の発生状況

長野県における遊休農地の状況は、平成7年から平成12年までの5年間に1,359ha増加(増加率14%)し、平成12年度末現在で10,907haである。

これは、全国の状況の中で、第3番目と高く、本県の農業生産の維持・発展を図る上で、遊休農地の解消は大きな課題となっている。

梓川村における耕作放棄地の状況も、5年間に耕作放棄地が19ha増加(増加率310.8%)し、平成12年度末現在で27haとなっており、今後、遊休荒廃化が一層進むものと考えられる。

梓川村は、りんごと米が基幹作物であり、農業立村を目指している。

しかしながら、近年農業者の高齢化や長引く景気の低迷等により、担い手が減少しており、遊休荒廃農地が増加している。

遊休農地の増加は、雑草の繁茂や病虫害の発生などにより、地域の農業生産全体に悪影響を与え、地域農業の継続を困難にさせるだけでなく、安定した食料の供給という役割を果たせなくなり、ひいては社会生活全体の混乱を引き起こすことが懸念され、その発生防止と有効活用は緊急の課題である。

県及び村では、認定農業者を中心に農地の集約を進めているところであるが、近年、山麓地帯の水田での荒廃化が深刻な状況となっていることから、認定農家が農地を受けきれない状況となっている。

このため、本特例を活用し、農業に携わろうとする株式会社等などによる遊休農地の有効利用を図っていくことが重要と考える。

## (2) 農業従事者の高齢化

本県基幹的農業従事者のうち 65 歳以上の割合（平成 12 年度末現在）が 57.4%となっていることから、今後、農業従事者のリタイアに伴い、遊休農地が増加していくものと予想される。

当該村においても、農業従事者の高齢化が深刻であり、基幹的農業従事者の 65 歳以上の割合（平成 12 年度末現在）が 54.5%となっており、今後、担い手の減少により、農業生産の継続が困難な地域の発生が懸念されている。

## (3) 新たな担い手の育成

農業従事者の高齢化や兼業化により、今後、担い手が減少するなかで、地域農業の活性化や農村地域の個性ある発展を図るためには、農業に携わろうとする株式会社等による農地の有効活用とともに、農業生産活動の取り組みは、地域農業の維持・発展のため極めて重要である。

そこで、本特例を活用し、農業に携わろうとする株式会社等の参入により、遊休農地の有効利用を図っていく。

## (4) 地域における農業の情勢

梓川村は北アルプスの峻嶺に源を発する梓川左岸の豊かな村で、りんごと米を基幹作物とし、恵まれた自然との調和により、緑と黒土を活かした果樹生産を軸に農業による村づくりを進めている。

## (5) 農業関係企業の農業参入推進

当該地域においては、食品の製造・販売を行っている農業関係企業があり、地域の基幹作物である米の生産を主体として農業経営に参入する。近年の消費者の安全・安心な農産物生産への期待の高まりから、発芽玄米の需要も高まってきており、これらに対応した、発芽玄米に適した米の品種の開発や、有機減農薬栽培の実施と合わせて遊休農地の有効活用を進めていく。

さらに、この取り組みを通して、村内外の関係企業への普及啓発を進め、自らも事業の拡大を図っていく。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

当該地域において、構造改革特別区域法第 16 条の特例措置の適用により、農業生産法人以外の法人が農業に参入し農業経営を行うことは、新たな担い手の確保につながり、高齢化によって維持管理が不十分となった遊休農地等の有効活用につながるの意義があると考えられる。

また、近年、消費者の安全で安心な農産物生産への期待が高まっているなかで、発芽玄米への需要も高まっており、発芽玄米に適した品種(巨大胚芽米や新形質米等)の開発や減農薬・有機栽培を企業等が遊休農地等を借り受けて行っていくことは、開発品種や有機栽培技術の村内外農家への普及や新産業による地域の活性化につながる。

更に、この事業の成果は、地域の活性化のみならず、将来的に全国的な構造改革へと波及しうるものとして期待される。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

(1) 構造改革特別区域法第16条の特例措置を適用し、農業生産法人以外の法人による農業への参入を認めることにより、担い手の減少が進んでいる農業経営に対して、農業外からの新たな担い手の確保が図られ、担い手不足による農地の遊休化を防止するとともに、企業的な経営感覚による、安定的な農業経営の実現を図る。

また、企業等が遊休農地を活用した、地域の基幹作物である米を中心とした土地利用型の農業経営を開始することで、農地の持つ洪水防止機能などの多面的機能の維持につながり、これにより農地の保全を図っていく。

(2) 近年の発芽玄米需要の増加や、消費者の安全・安心な農産物生産への期待の高まりから、企業等が発芽玄米に適した品種の生産・開発や、有機減農薬栽培の実施等を計画しており、それにより遊休農地の有効活用を進めていくとともに、有機栽培技術の村内外の生産者等への普及を図る。

(3) 地域に根ざした企業が農業経営を行うことにより、新規就農者の確保ばかりでなく、繁忙期のパート雇用の拡大を図ると同時に、様々な人材の活用により雇用の確保を図る。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

### (1) 新品種の開発による地域農業の振興

当村では、米を基幹作物として生産し、農業立村を目指しているところであるが、近年の消費者の健康志向の高まりから、発芽玄米に対する需要も高まっており、そこで、企業等がこの需要に対応した発芽玄米の生産を進めるとともに、発芽玄米に適した巨大胚芽米や新形質米等の品種を開発することにより、今までの米品種に加え、発芽玄米用品種の生産が進行さ

れ、地域農業の活性化が図られる。

## (2) 減農薬・有機栽培による農産物の提供

安全で安心な農産物に対する消費者の期待は高まっており、企業等が芽玄米品種の減農薬・有機栽培を行うことにより、村内農家の安全な農産物生産への意識が高まり、企業等が行う生産技術の普及とともに、農業立村を進めている村全体の生産意識が高揚され、安全な作物の消費者への提供を図る体制が整備される。

## (3) 農地の多面的機能の維持等

遊休農地の活用を促進することにより、雑草や雑木の繁茂や病虫害発生が抑制されるとともに、保水などの農地の持つさまざまな機能が確保され、洪水や土砂崩れといった災害の発生が抑制される。

当該地区を遊休農地解消の先進的なモデル地区として実施することにより、県下全域への波及が見込まれる。

遊休農地解消面積：14ha（5年間）

（遊休農地面積27haの52%）

## 8 特定事業の名称

地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

### ・遊休農地総合対策事業補助金

（遊休農地の再生と活用を推進するため、遊休農地の実態把握や遊休農地活用計画を策定するとともに、農地の再生活用のための土地条件整備等を行い、優良農地の確保を図るための助成を行う。）

### ・環境にやさしい農業推進事業

（農業生産活動に伴う環境への負荷を極力軽減し、本来農業が持つ自然循環機能を一層発揮することにより、近年消費者の安全で安心して農産物消費を求める志向に合わせた農業生産の取り組みを支援する。）

(別紙)

**1 特定事業の名称**

1001

地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業

**2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者**

農地の貸付主体：梓川村

農地の借受主体：事業に携わろうとする株式会社等

**3 当該規制の特例措置の適用の開始の日**

構造改革特別区域計画の認定日以降

**4 特定事業の内容**

構造改革特別区域計画の認定日以降、村が遊休農地を農地所有者から借り受け、集約し、特定事業の実施により耕作等の事業を行う株式会社等へ貸し付けるとともに、県及び村と株式会社等が構造改革特別区域法第16条第2項第2号により協定を締結し、農業への参入を図る。

遊休農地の活用による農業経営の開始と発芽玄米に適した品種(巨大胚芽米や新形質米等)の開発、また、減農薬・有機栽培のために活用することによる村内農家への普及促進により、地域農業の活性化に寄与するものである。

当初は、(株)ファインフーズ梓川が特定事業により、遊休農地を活用した農業生産に合わせて、発芽玄米の適合品種の開発等を行っていくが、事業実施の課程において、村内外で食品の製造・販売など同様な業務を行っている株式会社等への普及啓発も行っていく。

当初参入予定法人：株式会社ファインフーズ梓川

事業区域：梓川村の全域

事業開始：平成15年7月上旬

認定された日以降のスケジュール(見込み)

- ・ 賃貸借契約に伴う賃借料の予算化(6月下旬 上程6月中旬)
- ・ 賃貸借契約の締結(土地所有者、梓川村)(7月中旬)

- ・ 賃貸借契約の締結及び協定書の締結（梓川村・株式会社）
- ・ 営農支援センター農地部会による農地意向調査の実施(11月・12月)
- ・ 農業委員及び営農支援センター農地部会員による農地調整(1月・2月)
- ・ 賃貸借契約に伴う賃借料の予算化後契約の締結(毎年3月)

#### 株式会社等が行う農業の内容及び実施方法

当初参入予定である株式会社ファインフーズ梓川は、健康な村づくりと米の消費拡大及び水稻農家の経営安定を図ることを目的として梓川村や農協等が出資して設立した会社であり、梓川村産の玄米を発芽させた健康食品(発芽玄米)を製造・販売する業務を行っている。

当初は、事業区域(梓川村の全域)のうち、約0.5haを使って農業に参入し、巨大胚芽米の作付けを常時従事者2名で行うとともに、有機減農薬栽培を進めていくが、その後、他の株式会社の参入も進めることにより、徐々に遊休農地の利用が増加し、栽培面積の拡大が図られる。

また、山麓地帯の農地の遊休化が進んでいることから、認定農業者が耕作を受けたがらない小面積の不正型ほ場について、企業が耕作し、農地の維持を図る。

事業区域内の他の農業との役割分担に関する事項について、長野県及び梓川村と協定の締結について合意している。

### 5 当該規制の特例措置の内容

本県では、遊休農地の増加が深刻な状況の中、農業生産法人以外の法人による農業の参入は、遊休農地の解消と農地の多面的機能の維持等を図る上で有効と考える。

当該地区においては、米を基幹作物として生産し、農業立村を目指している地域であるが、全県の遊休荒廃地面積が1995年の9,548haから2000年は10,907haと14.2%の増加率であるのに比較し、1995年は895a(遊休荒廃地率0.7%)であったが、2000年は2,782a(遊休荒廃地率2.2%)と5年間で210.8%と大幅に増加しており、耕作放棄地の増加が県下でも極めて深刻な地域となっている。

また、農業生産者の高齢化については、65歳以上の農業人口割合は1995年は25.8%であったが2000年28.2%となっており、今後の担い手の減少も懸念されている。

そこで、当該規制の特例措置を受けようとする株式会社ファインフーズ梓川が農業に参入し、発芽玄米に適した品種(巨大胚芽米や新形質米等)の開発

等を行うことにより地域の活性化が図られ、また、遊休農地についても5年間で14haが解消され、農地の多面的機能の維持が図られることから、当該特例措置の適用は適当であると考えられ、要件適合性が認められると判断した。